

県南広域振興局長告示第195号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成22年10月29日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1(1) 名称 花巻市東和町土沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 花巻市地内の国道283号と市道駅前八日市場線との交点を起点とし、起点から国道283号を南東に進み市道晴山梁川線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み猿ヶ石川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を北に進み猿ヶ石川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南西に進み主要地方道北上東和線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道中田母衣輪線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道中田桑の木沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道六本木駒板線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道283号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道六本木愛宕線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道関口線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道愛宕表の森線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道石南線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道八幡沢2号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道田屋川八幡沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道本妙寺線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道火葬場線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道駅前八日市場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道八日市場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 花巻市東和町向田瀬特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 花巻市地内の市道向田瀬線と田瀬湖満水線との交点を起点とし、起点から市道向田瀬線を北に進み民有林3002林班と国有林岩手南部森林管理署105及び106林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南に進み田瀬湖満水線との交点に至り、同点から同満水線を西に進みさらに北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 遠野市山喜特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 遠野市綾織町上綾織1地割14番地の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 水沢測地観測所特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の市道窪谷地線と市道門下内熊ヶ沢線との交点を起点とし、起点から市道窪谷地線を北西に進み農道鶴ノ木新田内熊沢線との交点に至り、同点から同農道を東に進み市道門下内熊ヶ沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 奥州市江刺宿ノ平・根木町特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の国道456号と市道根木町田原峠線との交点を起点とし、起点から国道456号を北西に進み市道細用線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道根木町田原峠線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林1258林班と民有林1259林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み市道蓬萊山線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道根木町田原峠線との交点に至り、同点から同市道

を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 奥州市江刺柏木沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の市道藤里口内線と市道竹洞浅倉線との交点を起点とし、起点から市道藤里口内線を北西に進み農作業道との交点に至り、同農作業道を南西に進み市道柵ノ木田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み農作業道との交点に至り、同点から同農作業道を北西に進み市道巽沢柏木沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道白岩第1線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道白岩第2線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道柏木沢後田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道竹洞浅倉線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 奥州市国見平スキー場特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の市道西部横断1号線と林道長塚山線との交点を起点とし、起点から市道西部横断1号線を南西に進み市道西部横断2号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み作業道長塚線との交点に至り、同点から同作業道を北に進み作業道長塚線に通じる土塁との交点に至り、同点から同土塁を北東に進み横沢に通じる土塁との交点に至り、同点から同土塁を南東に進み横沢との交点に至り、同点から同沢を下流に進み林道長塚山線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 藤沢町千松ダム特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 東磐井郡藤沢町地内の町道大穴沢線と千松ダム堤体との交点を起点とし、起点から町道大穴沢線を北西に進み町道蜂ノ沢1号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進みさらに南に進み千松ダム堤体との交点に至り、同点から同ダム堤体を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 藤沢町金越沢ダム特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 東磐井郡藤沢町地内の一般県道藤沢津谷川線と町道栗沢1号線との交点を起点とし、起点から一般県道藤沢津谷川線を東に進み町道安道線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み林道大峰山線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み町道金越沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道栗沢1号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

10(1) 名称 藤沢町相川ダム特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 東磐井郡藤沢町地内の町道日向線と町道相川右岸線との交点を起点とし、起点から町道日向線を南東に進み町道相川左岸線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道相川線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み相川ダム左岸管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を南西に進み相川ダム堤体との交点に至り、同点から同ダム堤体を北西に進み相川ダム右岸管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を北に進み町道相川右岸線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器